

岐阜県地球温暖化防止支援銀行事業に係る二酸化炭素排出削減量の登録等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県が行う岐阜県地球温暖化防止支援銀行事業において、この事業の趣旨に賛同する県内事業所を有する企業(以下「企業」という。)の二酸化炭素排出量の登録申請及び実績報告に関し必要な事項を定める。

(登録申請)

第2条 企業が、岐阜県地球温暖化防止支援銀行(以下「G-Ecoバンク」という。)に登録申請する場合には、G-Ecoバンクに対し、岐阜県地球温暖化防止支援銀行事業登録申請書(別紙様式第1号)を提出するものとする。

(実績報告)

第3条 登録申請した企業は、二酸化炭素排出削減実績を岐阜県地球温暖化防止支援銀行実績報告書(別紙様式第2号)によりG-Ecoバンクに報告するものとする。

(環境保全団体の推薦)

第4条 登録申請した企業は、G-Ecoバンクの助成支援を希望する県内の環境保全活動を実施する団体を推薦することができるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は岐阜県地球温暖化防止活動推進センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月18日から施行する。